

事例2 終身年金を受給している方

生命保険会社等から送付された通知書の①から④を計算書へ転記して作成します。

■ 通知書（抜粋）

<その他税金の還付に際してご活用いただくための情報>

相続人等の年金受給開始年 (最初に年金を支払った年)	昭和・平成	①	11年
相続人等の年金の残存期間 (終身年金、有期年金の場合のみ)		②	51歳
相続等の時の年齢 (保証期間付年金の場合のみ)			年
相続等の時における保証残存期間			年
相続人等の年金支払総額		③	24,613,680円
年金支払総額に占める掛金等の総額の割合 又は 年金支払総額及び掛金等の総額		④	51% (小数点表示も可) (又は、円、円)

■ 計算書・別表（抜粋）

※別表を書いてから本表を作成します。

【別表1】 本表②及び本表③の年数等

	年数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に 応じた別表2により求めた年数	b	(51歳) ⇒ 26年 ②
保証残存期間	c	_____年

○ 上のaからcの記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
aのみ記載がある場合	aの年数	年金の支払総額（見込額）
bのみ記載がある場合	bの年数	
aとbに記載がある場合	aとbのいずれか短い年数	
bとcに記載がある場合	bとcのいずれか長い年数 ※ ただし、bとcの年数が別表3に掲げる組合せに該当するときは、bとcのいずれか短い年数	年金の支払総額（見込額） ※ ただし書に該当するときは、以下の算式で計算した金額
a・b・cのいずれにも記載がある場合	bがaより短いとき bがaより長いとき	

【別表2】 bの年数

bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女
36	40	45	51	26	31	66	14	18
37	39	44	52	25	30	67	14	17
38	38	43	53	25	29	68	13	16
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
49	28	33	64	16	19	79	6	8
50	27	32	65	15	18	80	6	8

※ この記載例は、受給している方が男性の場合のものです。

【別表4】本表⑦の単位数

○ 本表②の年数が10年以下の場合

本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)	本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)
1年	0	6年	15
2年	1	7年	21
3年	3	8年	28
4年	6	9年	36
5年	10	10年	45

○ 本表②の年数が11年以上の場合

②の年数 ②の年数 【調整年数】 単位数
 $26 \text{ 年} \times (26 \text{ 年} - 13 \text{ 年}) = 338$

【調整年数】

本表②の年数	調整年数	本表②の年数	調整年数
11年から15年	1年	26年から35年	13年
16年から25年	5年	36年から55年	28年

■ 計算書・本表（抜粋）

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	平成・昭和 <u>11</u> 年	年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	<u>26</u> 年
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③	<u>24,613,680</u> 円	年金の支払総額(見込額) に占める保険料又は掛金の 総額の割合	④	<u>4</u> % 51

2 所得金額の計算の基礎となる事項

年金の残存期間等に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑤	100 %
(③×⑤)	⑥	24,613,680 円
年金の残存期間等に応じた単位数 (別表4により計算した単位数)	⑦	338 単位
1単位当たりの金額 (⑥÷⑦)	⑧	72,821 円

(表) 年金の残存期間等に応じた割合

②の年数	⑤の割合
5年以下	30%
6年以上10年以下	40%
11年以上	100%

3 各年分の雑所得の金額の計算

申告又は更正の請求 を行う年分	⑨	平成21年分	平成20年分	平成19年分	平成18年分	平成17年分
(⑨-①+1) (注1)	⑩	11	10	9	8	7
単位数 (⑩-1) (注2)	⑪	10 単位	9 単位	8 単位	7 単位	6 単位
支払年金対応額(⑧×⑪)	⑫	728,210 円	655,389 円	582,568 円	509,747 円	436,926 円
年金が月払等の場合	⑬					
剰余金等の金額	⑭					
総収入金額 (⑫又は⑬)+⑭)	⑮	728,210	655,389	582,568	509,747	436,926
必要経費の額 (⑫又は⑬)×④(注3)	⑯	371,388	334,249	297,110	259,971	222,833
雑所得の金額 (⑮-⑯)	⑰	356,822	321,140	285,458	249,776	214,093